

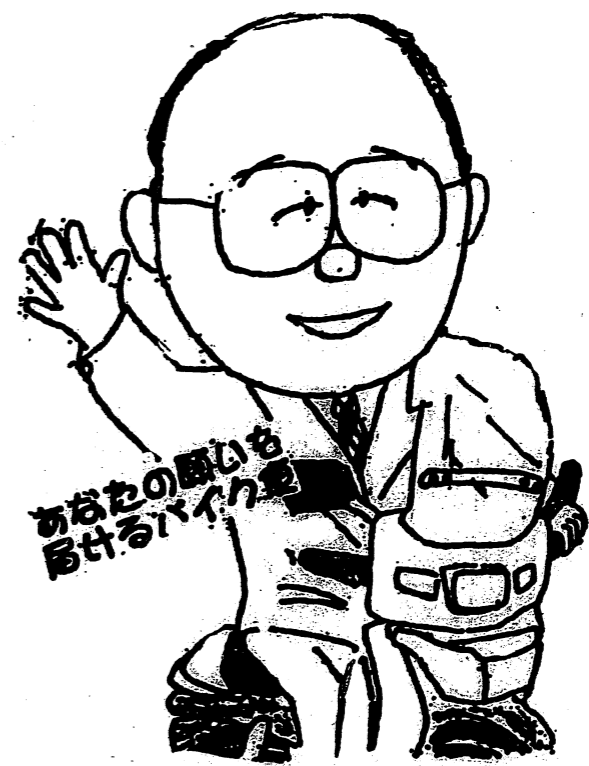
皆さんの声を届けるバイク便

No. 216

日本共産党市議会議員

竹森まもる通信

FAX 27-8245



橿原市政についてご要望をお聞かせください。

10月から来年度の予算編成に対する考え方が示されて、各課（例教育総務課）が予算の起案の準備が始まります。

日本共産党市議会議員団（西川・竹森）は毎年森下市長に予算要望書を提出し、申し入れを行っています。

本年は10月22日（水）におこないます。森下市長には教育・福祉・暮らし・営業最優先の市政を求めます。

例——橿原神宮前駅中央出口改札口から道路に出るまでのまだらの段差を舗装してほしいなど
(11月下旬までに実施)

◆日本共産党さんわたしの疑問に答えて

Q：アメリカとはどうつきあうの？

A：軍事同盟はやめて、友好条約をむすぼうと提案しています。

外国への侵略部隊に基地を貸し、日本をアメリカいいなりにしぼりつけている日米安保条約はもうやめます。でも、ケンカ別れではありません。代わりに、日米友好条約をむすぼうと提起しています。

日本共産党は、アメリカの独立革命以来の民主主義の歴史に深い尊敬の念をもっています。アメリカ国民とのあいだに、ほんとうの友情と信頼の関係をむすびたい。それは従属の関係ではなく、対等・平等の間柄でこそ実現できる——これが私たちの考えです。

全国消費者支援センター
と名乗らないう架空請求に
ご用心！ こんなセンターは
存在しません。

12月議会は、
古代衣巻と
まじって5日(金)
本会議と開会
します。インテ
ネットによる
ライブ配信はす

精神障がい者の医療費の助成 背をむける答弁に怒り心頭!

◎9月9日(火)開会された予算特別委員会における竹森まもるの質問と理事者の答弁を掲載します。

-----般質問の内容については次号とさせていただきます。

【質問】

生活困窮者自立支援対策事業費について
①自治体に総合的に相談体制を整えて困窮者ごとの支援計画を策定することを義務づけているが、これは膨大な作業量だと思う。今後の職員の配置の問題についてはどのように考えているのか。どれだけの職員を配置する考えなのか。

②貧困の連鎖を断ち切るためには教育が必要である。生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業に対して、今後どのように考えていくのか。

【答弁】

担当課からは、6名の課の設置要望があったが、来年度については課の設置はおこなわない。今年度、臨時職員として2名の専門職を雇っていただく。当然来年度も勤務をお願いする気持ちである。また、係を設置して2、3名の職員を配置したいと思っている。

学習支援については関係課と協議して進めていきたい。

【質問】

地域介護・福祉空間整備等助成金58,900,000円の具体的内訳は

【答弁】

2施設への補助金-----介護老人保健施設で80床の施設が建設予定で48,000,000円、もう一つは、特別養護老人ホームで10,900,000円である。

高学費無償化実現へ意見書

榎原市議会が可決

榎原市議会では9月24日、「給付制奨学金創設と若者を苦しめる高学費無償化実現を求める意見書」を賛成多数で可決しました。日本共産党の竹森衛議員が提出し、西川正克議員ら8議員が賛成しました。意見書では①高校生、大学生などを対象とした給付制奨学金制度を早期に創設すること②公立大学の学費減免制度など負担軽減策を拡充し、段階的に学費無償化を進めること③有利子奨学金を無利子化することを求めています。

〈活動報告〉
9月26日(金)
榎原市敬老会
に出席
75歳以上の
市民が13,894人
(市の人口212,490人)
になりました。
9月27日(土)
白檜南10月、日
(水)白檜中の運動会
に出席しました。

◇補正予算を上程する理由は経済変動への緊急対策などが生じたとき、当初予算では補えない場合である。…決算認定で充分財源がありながら、以下の答弁に始まる理由である。5月21日、市長会は「身体・知的障害者とのバランスを考え、まずは精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とする」、「平成26年10月実施は難しい」という意見を県に伝えている。本市の第3期障がい福祉計画には、精神障がい者の医療の助成の資料がある。2級の障がい者の方に医療補助をしなければならない場合、どれ位の費用を補正予算で組む必要があるのか計算したのか。対象となる方が安心して暮らせるように、この9月定例会で補正予算案として出てくると思っていたが、平成25年度決算が17億円も黒字となっているのに、補正予算で上げてくる考えはなかったのかと問われたのに対し、県の試算では1級2級の方が対象となると約6千万円の負担が発生し、県が1/2、市が1/2の負担であるので、本市としては約3千万円の負担が必要となるとの答弁があり、それに対し、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、本市では6月末現在で、1級は75人、2級は382人、3級は158人となっている。3千万円費用が係るというが17億円の黒字を、どのように判断するかによると思う。県は先走り、市のことを考えずにやってしまったということになるのであろうが、それぞれの財政規模や負担規模がある中で、精神障害者保健福祉手帳2級の方を置き去りにしておくのか。県議会では全会一致で可決しているわけであり、今後、12月議会も含めどのように進めるつもりかと問われたのに対し、団体から1級、2級の方を対象としてもらいたいと再三要望がある中、財政的な面もあるが、障がい者の方の医療費としては、身体障害者手帳をお持ちの方、知的障害者の方で療育手帳を持っておられる方には、既に保険として適応されており、この部分の方とのパーセントとして割合の兼ね合いがある。例えば、身体障害者手帳の方は、6級までである内、1級と2級の方が対象であり、療育手帳の方は、AとBがある内、基本的にはAの方が対象で、本市ではBの1も対象としているが、仮に、精神障害者の1、2級の方を対象とした場合、約8割の方が適応を受けることになる。こうなった場合、他の障がい者の方の率は4から5割程度であり、バランスの問題もある。また、初めての制度であり、制度がスムーズに稼働することも必要であり、市長会は1級所持者を対象とするということで足並みを揃えている状況であるとの答弁があり、それに対し、平成27年度から第4期の障がい福祉計画が運用されるわけだが、これに向けてはどういう考えを持っているのかと問われたのに対し、次回の障がい福祉計画の策定に努めているところであり、障がい福祉政策の大きな意味で、制度の適正な活用、つまり、支給量の適正公平な支給、そして、一般市民への啓発、相談体制の充実などを基本的な考えとし、精神障がいの方については、近年約1.2倍のペースで手帳所持者の方が増えている現状も考え、どの障がいの方にも公平な適用を考え、計画を策定していきたいとの答弁があり、それに対し、県議会でも可決されたことを受け、精神障がい者の方たちは、期待をし、10月から安心して医療を受けられるように市町村もして欲しいと思ったわけである。それなのに受けられないというのはひどい話であり、日々の暮らしが厳しい中で、そういったことを抱えながら生活されているのだから、きっちりと声を聞いた施策をすべきである。精神障がい者の医療費助成を充実するように、そして、地方自治法第2条にある「福祉の増進に努める」ということに照らして担当課も考えてもらいたいとの要望がありました。